

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ニカラグア	パソ・リアル橋建設計画のため の贈与に関する日本国政府とニ カラグア共和国政府との間の交 換公文	パソ・リアル橋建設計画を実施するために必要な生 産物及びび役務の購入	1,521,000千円 H30.10.31まで	H26.9.22 マナグア で (同日)	日本側 佐藤正晴在ニカラ グア大使 ニカラグア側 バルドラン ク・L・ジョエンステク外務 次官兼経済協次官	H26.12.10 368号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。